

健康スポーツ関連施設連絡協議会の AED を使用した心肺蘇生法 「一般市民対象講習会」並びに「一定頻度で心停止者に対し応急対 応することが期待・想定される者対象講習会」の開催要領

趣 旨

AED の普及が進み多くの施設等で AED が設置される中、心肺蘇生法と AED の使用法についての知識がないことによって AED があるにもかかわらず救命できないという不幸な結果を招くことは絶対あってはならない。そこで講習会を実施してより多くの市民等にその知識と技術を習得させる。

目 的

市民対象講習では、基本の心肺蘇生法と AED の使用方法についての知識習得により、市民が偶然救命現場に遭遇したときに積極的に自信を持って救命処置に当たることができるようになることを目的とする。

一定頻度で心停止者に対し応急対応することが期待・想定される者（以下「施設等職員」という。）対象講習会では、基本の心肺蘇生法と AED 使用方法の知識と技術を習得させ、職員が施設等における救命処置を確実に実行できるようになることを目的とする。

また兵庫県医師会認定 AED インストラクター有資格者である指導員が指導経験を積むことにより、個々の資質をより向上させることを目的とする。

総 則

- 1 健康スポーツ関連施設連絡協議会（以下「健スポ協」という。）加盟施設が主催者となり実施すること。ただし、他の団体等が共催者となることは差し支えない。
- 2 指導は加盟施設職員である兵庫県医師会認定 AED インストラクターが行うこと。ただし、加盟施設以外の同インストラクターが指導者に加わることは差し支えない。
- 3 健スポ協会長あてに事前に計画書を提出し承認を得ること。また終了後は速やかに報告書を提出すること。
- 4 上記のほか、以下の実施細則に従い実施すること。

実施細則

I 一般市民対象講習会

- 1 講習内容は厚生労働省が示す 180 分程度の市民対象講習内容に準じて実施する。また以下の 3 点を達成目標とする。
 - (1) 救命の連鎖と早期除細動の重要性を理解できる。
 - (2) AED 到着までの基本的心肺蘇生処置ができる。
 - (3) 正しく AED を作動させ、安全に使用できる。
- 2 実施人数は講師 1 名及びレサシアンと AED トレーナー I セットにつき 15 名～20 名程度とする。
- 3 事前に「AED を使用した心肺蘇生法・市民対象講習会実施計画書」（様式 6）を健スポ協会長あてに提出し、承認を得た後に実施すること。
- 4 受講者に対して講習会終了後に、協議会が作成する統一様式の受講証明書を交付すること。
- 5 講習会終了後速やかに「AED を使用した心肺蘇生法・市民対象講習会実施報告書」（様式 7）を提出すること。
- 6 講習会受講者の名簿を協議会が指定した様式（様式 10）によって整理し、報告書に添付するとともに、主催施設において責任を持って保管すること。
- 7 受講料を徴収するか否か、また徴収する場合の金額は主催施設の裁量とする。ただし、受講証明書 1 枚につき実費 80 円（送料別）を健スポ協に納めるものとする。

II 施設等職員対象講習会

- 1 講習内容は厚生労働省が示す 220 分の“一定頻度で対応することが想定される者”のための講習内容に準じて実施する。また以下の 4 点を達成目標とする。
 - (1) 救命の連鎖と早期除細動の重要性を理解できる。
 - (2) AED 到着までの基本的心肺蘇生処置ができる。
 - (3) 正しく AED を作動させ、安全に使用できる。
 - (4) 業務の中での AED の位置づけについて理解できる。
- 2 実施人数は講師 1 名及びレサシアンと AED トレーナー I セットにつき 10 名とする。
- 3 事前に「AED を使用した心肺蘇生法・施設等職員対象講習会実施計画書」(様式 8) を健スポ協会長あてに提出し、承認を得た後に実施すること。
- 4 講習会の最後に評価判定を行い、合格した者に対して講習会終了後に、健スポ協が作成する統一様式の修了書を交付すること。
- 5 不合格の受講者に対して講習会終了後に、健スポ協が作成する統一様式の受講証明書を作成すること。
- 6 講習会終了後速やかに「AED を使用した心肺蘇生法・施設等職員対象講習会実施報告書」(様式 9) を提出すること。
- 7 健スポ協が指定した様式(様式 10)によって講習会受講者の名簿を、また様式 6 によって修了者の名簿をそれぞれ整理し、報告書に添付するとともに、主催施設において責任を持って保管すること。
- 8 講習会受講料は 1 名につき 10,000 円程度とし、受講料徴収額の 10%または受講者 1 名につき 500 円のいずれか上位の金額を健スポ協に納め、残額は主催施設の収入とする。

なお、他団体等の依頼を受け講師を派遣する場合はこの限りではなく、別途健スポ協と協議の上進めることとする。
- 9 主催施設が自らの施設において施設職員対称の講習を行う場合は、上記の計画書、報告書、修了者名簿を健スポ協に提出することとする。なお、この場合修了書の交付はしない。

III その他

- 1 受講証明書及び修了書は健スポ協より交付する。
- 2 上記 II の講習会の教科書は健スポ協より提供する。(ただし、II-9 の場合を除く。)
- 3 講習会の指導にあたったインストラクターは 1 回につき 1 単位を与え、10 単位以上で更新時の実技講習を免除する。